

新型コロナウイルス関連情報（緊急事態宣言の延長及び追加的制限措置の発表）

令和2年11月24日

11月9日から発動されている緊急事態宣言は12月8日まで延長されることとなりました。また、11月21日、ポルトガル政府は以下の追加的制限措置等を決定しました。

1. 【全土を対象】

- (1) 11月27日23時から12月2日5時まで、及び12月4日23時から12月9日5時までの間は、市を超える移動を禁止。
- (2) 11月30日（月）及び12月7日（月）は、教育機関を閉鎖し、公務員は就業義務を負わない。また、民間企業に対しては社員の労働免除を要請。
- (3) 勤務先でのマスク使用を義務化。

2. 【感染リスクが高い市（86市：注1）を対象】

（上記1. の措置に加え）

- (1) 平日（月～金）の23時から翌朝5時までの外出禁止措置を継続。
- (2) 商業施設の営業時間制限（22時まで）及びレストランの営業時間制限（22時半まで）を継続。

3. 【感染リスクが非常に高い市（80市：注2）及び最も高い市（47市：注3）を対象】

（上記1. 及び2. の措置に加え）

- (1) 土日及び祝日（12月1日及び12月8日）の13時から翌朝5時までの外出禁止。
- (2) 11月30日（月）及び12月7日（月）、商業施設は15時以降営業停止。

注1：過去14日間の10万人あたりの感染者が240-480件

注2：上記数が480-960件

注3：上記数が960件以上

なお、上記の市については、以下のリンク先をご確認ください。

（官報）<https://dre.pt/application/conteudo/149103950>

感染リスクが高い市 (P27ANEXO II)

非常に高い市 (P 29ANEXO III)

最も高い市 (P30ANEXO IV)

また、以下の措置も継続されていますのでご注意ください。

- イベントや式典のための集まりは最大5名まで (家族除く)
- 屋内外の市場の禁止 (例外あり)
- 可能な限りテレワークの導入を義務化
- ポルトガル全土を対象に、レストランでのテーブル着席人数は最大6名まで (家族除く)

#### 【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館領事班

電話 : +351-21-311-0560

FAX : +351-21-353-7600

Email: consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下の URL から帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>